

平成 27 年度税制改正に対する意見

平成 26 年 9 月



はじめに

わが国経済は、失われた 20 年と呼ばれる長期低迷の状態からの脱却に向けた動きを続けている。この景気回復の流れをより確かなものとし、わが国経済が持続的に成長していくために税制の果たす役割は重要である。

また、世界に目を向けると、激化するグローバル競争の中、依然としてわが国企業は新興国の激しい追い上げを受けている。わが国企業が激化するグローバル競争を勝ち抜いていくためにも、税制の果たす役割は重大である。

一方、わが国が構造的に抱える中長期的な課題としては、公的債務の増大、少子高齢化・人口減少の進展、地方社会の持続性などが挙げられる。

財政の早期健全化、社会保障と税の一体改革、地方分権改革の推進などに対して、総合的で戦略的な方策の立案が望まれるところであるが、ここにおいても、税制の果たす役割は極めて重大である。

このため、本会は中長期的な税制改革の方向性を展望した上で、至近年においてどのような租税政策を採るべきかについて意見を提起する。

意見は、前半で中長期的な税制の抜本改革の考え方を述べ、後半でその展開の一環として来年度の具体的要望事項を列記した。

政策当局におかれては、本提言を今後の政策運営に反映されることを大いに期待するものである。

平成 26 年 9 月

一般社団法人 中部経済連合会

会 長 三 田 敏 雄

副 会 長 上 田 豪
税制委員長

目次

第Ⅰ部 税制改正の基本的見解	1
1. 税制改正の必要性 ーわが国が直面する課題と税制の果たすべき役割	1
(1) 日本経済の再生	1
(2) 財政の早期健全化	1
(3) 人口減少・少子高齢化への対応	1
(4) 社会保障制度の持続可能性の向上	2
(5) 地方分権改革の推進、地方社会の持続性	2
(6) 東日本大震災の教訓を踏まえた国土の強靱化	2
2. 改革の進め方	3
(1) 税制、財政、社会保障制度の改革を三位一体で進める	3
(2) 法人税と消費税の改革を税制改正の中心に据える	3
(3) 法人税改革はグローバル競争を意識して戦略的に進める	4
(4) 国税と地方税の役割を基本から見直す	5
(5) 経済社会の変化にふさわしい税制の新陳代謝を進める	5
3. 中部圏の税制への期待	6
4. 平成 27 年度税制改正に向けた論点の取り上げ	6
第Ⅱ部 平成 27 年度税制改正に向けての意見	7
《重点要望項目》	7
1. 企業の国際競争力を高める法人税制の整備	7
(1) 法人実効税率	7
(2) 課税ベース	7
(3) 移転価格税制	8
(4) 外国税額控除制度	8
(5) タックスヘイブン税制	8
(6) グループ法人税制	9
(7) 連結納税制度	9
(8) 研究開発税制	9
(9) 欠損金の繰戻還付、繰越控除	10
(10) 減価償却制度	10
(11) 貸倒引当金制度	10
(12) 特別法人税	10
(13) 受取配当の益金不算入制度	11

2. 産業空洞化の回避と国内産業活性化に資する法人税制の整備	11
(1) 知財戦略や国内の技術開発促進に資する税制	11
(2) 技術のブラックボックス化、生産技術の強化を支援する税制	12
(3) マザー工場の拡充を支援する税制	12
(4) 海外所得の国内還流を促進する税制	13
(5) 為替リスクの安定化に資する税制	13
(6) ベンチャー企業の育成に資する税制	13
(7) 組織再編に関わる税制	14
(8) 中小企業の活性化に資する税制	15
3. 企業の税務負担の軽減	15
4. 実効性ある消費税制の整備	16
(1) 税率	16
(2) 使途	16
(3) 逆進性緩和策	16
(4) 仕入税額控除	17
(5) 消費税率を10%へ引き上げる際の配慮	17
5. 国土強靱化を促進する税制の創設	17
(1) 背景および必要性	17
(2) 具体的な税制措置の案	18
(3) 税制創設の効果	19
6. 地域社会の活性化に資する税制の再編	19
(1) 地方法人二税	19
(2) 外形標準課税	19
(3) 固定資産税	20
(4) 事業所税	20
(5) 地方都市の活性化、コンパクト化に資する税制	20
(6) 地方消費税	21
(7) 課税自主権	21
7. 効果的な地球温暖化対策に資する税制の整備	21
8. 個人の活力向上に資する個人税制の整備	22
(1) 所得税改革の課題	22
(2) 金融所得課税	23
(3) 相続税	23
(4) 贈与税	23
9. 複雑な自動車関係諸税の簡素化、負担軽減	23

10. 社会変化にふさわしい税制の新陳代謝	24
(1) 租税特別措置	24
(2) 納税者権利憲章	24
(3) マイナンバー制度	24
(4) 印紙税	24
(5) 事業所税（再掲）	24
11. 中部圏活性化に資する税制の整備	25
(1) 中部圏の産業高度化に資する税制	25
(2) 中部圏への国家戦略特区の創設	25
(3) 総合特区制度における規制緩和の推進	25
(4) 中部圏のまちづくりに資する税制	26
(5) 先端技術開発の支援	26
(6) 中小企業の活性化に資する税制	27
(7) 寄附税制	27

<付属書1> 産業空洞化の回避と国内産業活性化に資する法人税制の具体的措置案

<付属書2> 国土強靱化を促進する税制の創設

第 I 部 税制改正の基本的見解

1. 税制改正の必要性 ―わが国が直面する課題と税制の果たすべき役割

(1) 日本経済の再生

わが国経済は、平成 24 年末の政権交代以降、所謂アベノミクスの効果によって、失われた 20 年と言われる長期低迷状態からの脱却に向けた動きを続けている。しかしながら、わが国経済がこの景気回復に向けた流れを確実なものとし、持続的な成長に向かうためには、多くの課題が存在する。

新興国企業などの著しい台頭によって、グローバル経済における競争環境は益々激化している。わが国企業がグローバル競争を勝ち抜くため、競争環境のイコールフットディング化（現在劣後している競争条件の対等化）は急務である。

また、産業空洞化の克服も重要である。企業が海外で得た収益を国内に還流することで国内投資と雇用を増加させ、新たな技術やビジネスを創出し、国内経済の活性化を促す必要がある。

加えて、資本・労働・生産性の成長力の維持・向上を図り、潜在成長率を高めることも重要である。

これらのことから、わが国経済の再生と持続的な成長に向けた戦略的な租税制度の整備が望まれる。

(2) 財政の早期健全化

わが国の財政は、基礎的財政収支の赤字が継続しており、政府債務残高は一千兆円を超えている。国際的にみても対 GDP 比の債務残高は先進國中突出して高い。一度財政不安となれば、金利の不安定化を招き、市場経済の自立性や健全性を阻害するのみならず、わが国の信用力そのものを失いかねない。

わが国財政の早期健全化は喫緊の課題であり、まずは基礎的財政収支の安定的な黒字化を達成する必要がある。基礎的財政収支の黒字化に向けては、歳出の見直しのみならず歳入の基となる税制の改革が極めて重要な役割を担うこととなる。

(3) 人口減少・少子高齢化への対応

急速に進む人口減少・少子高齢化などの人口論的な問題は、年金・医療・介護の各種の社会保障制度の持続可能性に対する不安を高めているばかりか、労働力人口の減少は経済の潜在成長率の低下圧力となる。このため、人口減少・少子高齢化に対しては早期の対策が求められる。対策にあたり、出生率の向上や子育て世代の負担軽減などに対して、税制面での支援が望まれる。

また、減少する人口に見合った社会インフラの整備や社会インフラの維持費の抑制

に向けて、政府はグランドデザインを示した上で、税制面での適切な措置を講じる必要がある。

（４）社会保障制度の持続可能性の向上

若年世代と高齢世代の世代間の不公平性の解消は、社会保障制度の持続可能性の向上に向けた一つの大きな課題である。世代間の不公平性は、若年世代が大きな社会保障負担を負う一方で高齢世代が好条件の給付を受けている現状や、若年世代の就労機会が縮小している一方で高齢世代は既に高度成長期に資産形成していることなどである。

国民が安心して社会保障制度が受けられるよう制度の持続可能性を向上させるためにも税制の役割は極めて重要である。

（５）地方分権改革の推進、地方社会の持続性

魅力と活力溢れる地域社会を実現し、国全体の活力の向上に繋げるためには地方分権改革を進める必要がある。地方分権改革で目指すべき姿は道州制と考えられ、早期の実現が期待される。そのためには地方の自主財源の強化や制度疲労をおこしている交付税制度の見直しなどの税制面の改革が必要となる。

また、過度な首都圏一極集中や地方都市の空洞化などの問題の解消に対しても税制が果たす役割は大きい。

（６）東日本大震災の教訓を踏まえた国土の強靱化

被災地においては、日々懸命な復興への取り組みが続けられている。被災した方々や地域の復興を少しでも早く実現するためには、継続的且つきめ細やかな支援が必要である。この支援において、税制措置が果たす役割は大きい。税制特例法によって既に措置されているものに加え、更なる特区制度の活用など、復興の実現性を高めるため、更に柔軟な支援を継続的に行うことが重要である。

加えて重要なことは、未曾有の被害から得た教訓を活かし、国土の強靱化を図ることである。昨年には、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が施行され、また今年6月には「国土強靱化基本計画」が閣議決定され、その動きは進みつつある。

東日本大震災では、被災地の住民およびその生活への被害のみならず、企業においても大きな被害を受け、その結果わが国経済も甚大な打撃を受けた。このため、国土の強靱化を図る上で、企業の防災・減災対策を進めること、すなわち企業が地震動に加え、津波、液状化への対策を総合的且つ速やかに進めることが重要である。

昨年11月に施行された改正耐震改修促進法では、住宅や不特定多数の者が利用す

る建築物の耐震改修を促進する税制が整備されたが、一般企業の防災・減災対策を対象とした税制は存在していない。既に取り組みを開始している企業も存在するが、企業の防災・減災対策を後押し、促進するような税制の創設が必要である。

このようにすることで地震が発生した場合、経済活動の維持のみならず、地域雇用の早期回復、地域コミュニティの再生など、災害への耐性が高まるものと考えられる。

2. 改革の進め方

(1) 税制、財政、社会保障制度の改革を三位一体で進める

国民が各自の生活において将来にわたって明るい展望を開けることが重要である。この将来に対する安心感と期待感があってはじめて現在の消費や投資が拡大できることとなる。

そのためには、税制、財政および社会保障制度の三つについて、一体的に改革を進めるべきである。租税も諸種の社会保障料も国民負担という観点からは一体として国家財政を形成しているという認識に立ち、有機的で総合的な有効活用が行われる必要があると考えられる。

平成 24 年に所謂消費税率引き上げ関連法案が成立し、財政健全化への取り組みが目に見える形で進み出し、今年 4 月には消費税率が 8 %へ引き上げられた。財政健全化に向け、まずは来年 10 月に予定されている消費税率 10%への引き上げについて、相当の経済情勢の変化がない限り、確実に実施するとともに、不断の歳出の見直しは言うまでもないが、今後更なる検討が進められることを期待する。

社会保障制度について、昨年、社会保障制度改革国民会議の報告書がとりまとめられ、具体的な改革案の策定に着手されているが、政府においては、国民のあるべき受益水準とそれに相応しい負担のあり方について、合理的で持続可能性のあるビジョンを示し、国民的合意が得られる改革案を策定して頂きたい。

(2) 法人税と消費税の改革を税制改革の中心に据える

一体的改革の中で特に税制に焦点を当てるならば、まず、政策目標を効率的、効果的に達成する税制を構築することが必要である。

政策目標は、経済活力の向上と国家財政の再建を中心に据えざるを得ないと考えられる。この政策目標を実現するための合理的な税制とは、法人税などの生産段階における税を軽減してわが国の国際競争力を強化し、分配段階の国民所得の向上を図り、その結果もたらされる支出段階の消費の拡大から安定した消費税収入を得ることによって財政の健全化を促進する好循環を作り出す税制であると考えられる。

したがって税制の抜本改革においては、法人税のウェートを引き下げ、消費税のウェートを引き上げることで税収構造を見直し、より高い経済成長と財政の健全化が両立する税制へ転換を図るべきである。

また、実効性ある抜本改革のためには納税者の納得性を高める必要がある。昨年度、所謂マイナンバー法が成立したが、納税者の所得や資産の捕捉の正確性および納税の公正性を確保できるような制度設計と運用を期待する。加えて、課税庁の事務の合理化と人員などの削減にも寄与する制度とすべきである。

(3) 法人税改革はグローバル競争を意識して戦略的に進める

政治経済のグローバル化に伴って、各国は地球規模の大競争を勝ち抜くための政策実行の有力な手段として国内租税制度の整備を戦略的に進めている。

各国は租税制度の優劣を競っているという認識に立ち、わが国は国際的な租税制度の標準を意識した改革を進めるべきである。

特に法人実効税率の引き下げ競争は、その具体的な現われの一つである。今年6月に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2014」において、今後数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることが示された。わが国企業は、法人実効税率が諸外国に比べ極めて高い水準にある中で、国際競争をおこなっており、早急に国際競争力を維持できるレベルへの引き下げを実施頂きたい。その際、わが国企業の実質的な税負担の軽減が図られるよう課税ベースについても国際競争を意識した検討を期待する。

加えて、わが国企業は、新興国の激しい追い上げを受けており、その競争環境は日々激化している。わが国企業が国際競争の中で勝ち抜くことができるよう、事業活動において競争力を高めるインセンティブが働くような税制の制度設計の工夫を図るべきである。

また、国内市場が伸び悩む中、企業が需要の増大が見込まれる海外に展開していくことは、自然な流れであるが、そのまま放置すれば産業空洞化がますます進行していくことになる。産業空洞化に歯止めをかけ、わが国経済が持続的に成長していくためには、需要の増大が見込まれる海外の活力を取り込んでいくことが重要である。

このため、海外で得た収益を国内に還流させるインセンティブが働く税制を整備すべきである。

国際課税についても国際的な競争を意識し、課税庁にはわが国企業の実情に合った税務行政の運用を期待する。

(4) 国税と地方税の役割を基本から見直す

本来あるべき国の基本的な役割は、外交、防衛および国民経済レベルでの変化に応じた機動的な政策発動などマクロ的な機能であると考えられる。これに対して、地方の基本的な役割は、地域の実態に応じた行政サービスの安定した提供であると考えられる。この点に鑑みれば、地方は行政サービスとの対応関係が妥当で、且つ安定した自主財源の基盤を備える必要がある。

平成 20 年秋に始まった経済危機によって、県・市などは税収が激減し、自治体によっては一部の行政サービスの継続性が危ぶまれる事態も生じた。これは、景気に応じて変動しやすい地方の歳入構造上の問題であり、この点に鑑みても地方の安定した自主財源の基盤整備が急務である。

安定財源の観点からは、偏在性が大きく景気変動の影響を受けやすい地方法人二税を縮減し、比較的安定した収入が得られる地方消費税の拡充を図るべきである。また、自主財源の観点からは、中央政府と地方政府の税収割合（中央：地方＝6：4）を中央政府と地方政府の歳出割合（中央：地方＝4：6）に近づけるべく、地方への財源移譲を図るべきである。地方への財源移譲にあたっては、新たな国民負担を抑制しつつ、地域間格差を縮小することが可能な水平的財政調整などの仕組みを導入すべきである。

また、行政サービスとの対応関係の妥当性の観点からは、償却資産に対する固定資産税など、応益性が見出し難い税目は廃止ないし整理削減すべきである。

(5) 経済社会の変化にふさわしい税制の新陳代謝を進める

経済社会を取り巻く環境は目まぐるしく変化している。租税特別措置は、実現すべき政策目標を踏まえた上で、経済社会の変化に応じた見直しを進める必要がある。

また、行政や税制およびそのシステムについても変化へ適合するような見直しが求められている。

具体的には、IT技術の浸透に対応した電子政府の推進、e-TAXおよびeLTAAXの環境整備、それらと統合的な租税実務のペーパーレス化や簡素化、利便性の向上などである。

加えて、時代の変化とともに、存在意義を失い合理性の無い制度、むしろ弊害を生んでいる制度の見直しに加え、新旧の制度が併存することによって弊害を生んでいる制度の新制度への一本化などの見直しを機動的且つ迅速に実施すべきである。

具体的には、事業所税や印紙税に代表される役割を終えた税制の廃止、納税者権利憲章の整備に代表される権利意識の高まりに対応した法制度の新設などである。

3. 中部圏の税制への期待

中部圏は、主に自動車や工作機械などを中心とする加工組立型製品の輸出を通じてわが国経済の発展に貢献してきた。今後も中部圏は自己の活性化を通じてわが国経済の発展に貢献し続けることができると考える。

具体的には、既存産業の活力維持に加え、次世代自動車、航空宇宙、ヘルスケア、環境・リサイクル、観光などの新たな産業の育成により中部圏は自己の活性化を図り、わが国経済の成長のエンジンとしてその発展に貢献していく。このため、これらの発展基盤の強化や地域経済の基盤を支える中小企業の支援に資する税制の創設や整備がなされることを期待し、要望する。

先般の国家戦略特区の指定においては、中部圏からの提案は残念ながら採択されなかった。しかしながら、再度の指定にあたっては、外貨獲得の主力である「ものづくり」集積地の中部圏からの提案が採択され、競争力強化に資する税制の創設や整備がなされることを要望する。

4. 平成 27 年度税制改正に向けた論点の取り上げ

ここまで述べてきた、税制改正の必要性、改革の進め方および中部圏の税制への期待を踏まえ、平成 27 年度の税制改正に必要な論点として、次の 11 項目を取り上げた。第Ⅱ部では、これらの項目毎に税制改正に対する意見を展開する。

- (1) 企業の国際競争力を高める法人税制の整備
- (2) 産業空洞化の回避と国内産業活性化に資する法人税制の整備
- (3) 企業の税務負担の軽減
- (4) 実効性ある消費税制の整備
- (5) 国土強靱化を促進する税制の創設
- (6) 地域社会の活性化に資する税制の再編
- (7) 効果的な地球温暖化対策に資する税制の整備
- (8) 個人の活力向上に資する個人税制の整備
- (9) 複雑な自動車関係諸税の簡素化、負担軽減
- (10) 社会変化にふさわしい税制の新陳代謝
- (11) 中部圏活性化に資する税制の整備

第Ⅱ部 平成27年度税制改正に向けての意見

《重点要望項目》

租税制度の改革に向け、特に以下の3点について要望する

- 法人実効税率の確実な引き下げ
- 産業空洞化の回避と国内産業活性化に資する法人税制の整備
- 国土強靱化を促進する税制の創設

1. 企業の国際競争力を高める法人税制の整備

(1) 法人実効税率

わが国の法人実効税率は35%と、先進国の中でも依然として高いレベルに位置している。わが国の企業の資本蓄積を促進し、国際競争力の維持・向上を図るために、アジア圏の20~25%程度を目標として、早急に法人実効税率の引き下げを実現すべきである。この目標を実現するにあたっては、税制の抜本改革が必要となる。抜本改革は法人税の軽減、消費税の拡充という組み合わせを中心に据えるべきである。加えて、偏在性と不安定性に問題のある地方法人税の縮減をセットに、法人実効税率を引き下げるべきである。

政府は今年6月に閣議決定した「『日本再興戦略』改訂2014」の中で「法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す。この引下げは、来年度から開始する」と示している。まずは、確実にこの法人実効税率の引き下げを実施すべきである。その際には、上述の考え方に則り、代替財源を法人税のみに求めることなく、税収全体で合理性の高い改正、改革を行うべきである。加えて、租税特別措置については、時代の変化に適さないものについては廃止の方向で見直す必要がある。

(2) 課税ベース

法人実効税率とセットの対応関係にある課税ベースについて、わが国の課税ベースは、欧米主要国との比較において競争力があるほど小さいとは言えず、法人実効税率の高さと相俟ってわが国企業の国際競争力を弱めている。このため、欧米先進諸国に対して競争力のある水準とすべく、整理および縮小の改善努力を行うべきである。具体的には、「試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度」、「欠損金の繰越控除制度」、「減価償却制度」、「貸倒引当金制度」などについて、課税ベースの縮小を図る

べきである。

このことにより、国際的な競争における法人課税面でのイコールフットイングに近づくことができ、ひいては企業活動が国民所得の向上に一層貢献することができる。

また、法人実効税率の引き下げにあたっては、代替財源を確保する目的で課税ベースを機械的に拡大することがないよう、政策目標との整合を図りつつ消費税を含む租税体系全体で合理性の高い改正、改革を行うべきである。

(3) 移転価格税制

国際的な競争環境のイコールフットイングを図るために移転価格税制が的確に運用されることが重要である。実効ある税制の運用に向け、紛争関係国間で適正な調整が速やかに行われることが必要である。

このため、租税条約ネットワークの拡大、OECDガイドラインの改正および二国間協議・事前確認などにおいて、わが国が戦略的な視点から移転価格税制の国際的なルール形成・運用の改善をリードしていくことが重要である。

また、課税庁による税務調査は、二重課税の回避を最大の目的として実施頂きたい。加えて、制度の執行にあたっては、二重課税の回避を最大の目標に、追徴などの処分を行う前に、わが国企業との認識の相違点などについて相互理解を十分に図った上で、紛争関係国との合意形成を最大限図って頂きたい。あわせて、判断・調整プロセスについても更に透明性を高めて頂きたい。

このことにより、納税されるべき国で納税され、企業にとってもグローバルな事業活動における二重課税、追徴などに対する資金や紛争費用の負担などのリスクが軽減されることとなり、国益の確保が図られることとなる。

(4) 外国税額控除制度

外国税額控除制度の直接税額控除制度については、外国税額控除限度超過額および余裕額の繰越期間を3年から10年に延長するなどの改善を図るべきである。このことにより、外国税額控除制度の利用が制約され、国際的二重課税の排除が十分に行えない事態の解消を図ることが可能となる。

(5) タックスヘイブン税制

現在のトリガー税率（20%）は、制定後の各国の法人税率引き下げ競争によって、実態に合わない厳しめの水準となっているため、引き下げが必要である。

現在のトリガー税率は、わが国の法人実効税率が約40%であった当時、その半分とする考え方を反映したものと考えられる。同様の考え方に立ち、トリガー税率は、法人実効税率の引き下げに応じてその半分程度を目安に早急に見直すべきである。

このことにより、実質的に租税回避国でない国に進出している企業の競争力が高まることとなる。加えて、適用除外申請などの事務手続きの負担の軽減が見込まれる。

(6) グループ法人税制

グループ法人税制は、法人の組織形態の多様化に対応するために平成 22 年度に導入された制度であるが、大きく 2 つの課題が存在する。

第 1 に、大法人の 100%子法人に対する中小企業向け特例措置が適用されない公平性の課題である。

第 2 に、100%グループ内の法人間の譲渡取引の損益の繰延べに係る事務負担上の課題である。具体的には、対象となる譲渡取引資産の抽出、個社・グループの税金計算、対象資産の管理などの煩雑さである。これらはグループ再編を行う毎に増大するため、戦略的・機動的な再編の障害となる。

これらのことから、本制度については、導入後 4 年が経過した今、これらの課題と実態を見極めた柔軟な見直しを図るべきである。

(7) 連結納税制度

連結納税制度は、わが国企業の国際競争力を強化するために導入された制度であり、高度利用が期待された。しかしながら、先進諸外国に比べ活用は進んでおらず、所期の目的に合わせて制度の改善を図るべきである。

第 1 に、連結納税の要件を緩めるべきである。現行制度では 100%子会社は連結納税グループに入れなければならないなど硬直的である。

第 2 に、子会社が連結グループに加入する際に行われる資産の時価評価は廃止すべきである。現行制度では、時価評価の結果、認識された含み益は課税されることになっているが、円滑な事業再編の足かせとなっている上、諸外国でもあまり例を見ない制度であり、廃止すべきである。

第 3 に、連結納税の申告について、子会社の個別帰属額届出書の別表および添付書類提出の省略など、手続きの簡素化を図るべきである。

(8) 研究開発税制

わが国企業が国内において研究開発を継続し、その競争力を維持・向上する上で、研究開発税制が果たす役割は大きい。昨年度から時限的に復活した試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度（30%の税額控除限度額）については、同制度が果たす役割の観点から恒久化を図るべきである。特に国際競争が激しい分野では、研究開発に多くの資本を投下することで競争力を維持している。そのため、わが国企業の国際競争力の低下に直結する総額型の税額控除限度額の縮減には反対である。

また、控除限度超過額の繰越期間については、現行の1年から3年に延長すべきである。

(9) 欠損金の繰戻還付、繰越控除

欠損金の繰戻還付は、中小企業について復活したが、大企業についても制度を復活すべきである。加えて、繰戻期間についても3年にすべきである。

また、欠損金の繰越控除については、課税ベース拡大の観点から制度の縮減が検討されようとしているが、縮減には反対である。企業の利益に対する課税が人為的に事業年度を課税期間として行われているが、これは課税実務の便宜から来る要請であって、本来は、企業の存続期間を通じて損益を通算して算出された所得に対して行われるべきものである。この原則に立脚すれば、欠損金の繰越控除の期間は長期化こそが本来の姿であって、短縮が行われるべきではない。したがって、欠損金の繰越控除の期間は現行の9年から欧米並みの20年以上に拡充すべきである。加えて、80%に縮小された欠損金の控除限度額を全額控除可能な元の制度に戻すべきである。

このことにより、企業の経営の安定性が確保され、ひいては経済社会および雇用の安定に繋がるものと考えられる。

(10) 減価償却制度

減価償却制度の定率法の償却率については、一昨年度より従来の定額法の償却率の250%から200%に縮小された。わが国企業の設備投資を促進し、生産性の向上や研究開発などの促進に対するインセンティブが働くよう、元の制度に戻すべきである。

また、技術革新によって高度化された設備の陳腐化スピードが速まっており、減価償却制度の定率法の存在意義は高いと考えられる。このため、上述のインセンティブが働くよう、定率法については今後も制度を維持すべきである。

(11) 貸倒引当金制度

貸倒引当金制度については、一昨年度から適用法人が銀行、保険会社等および中小法人等に限定されることとなった。貸倒引当金は、会計上、合理的な見積もりによって適正に計上された回収不能見込み額であり、実質的に担税力を失っている。このため、企業の限定を解除し、元の制度に戻すべきである。

(12) 特別法人税

現在、凍結状態にある特別法人税は本格的に撤廃すべきである。

(13) 受取配当の益金不算入制度

法人の受取配当については、二重課税排除の観点から全額を益金不算入とすべきである。すぐに実施できない場合は、持ち株比率に応じた益金不算入の割合について、先進主要国並みの制度とし、早急に競争環境のイコールフットィング化を図るべきである。

また、平成 14 年度税制改正において廃止された特定利子に関する措置について復活させるべきである。

2. 産業空洞化の回避と国内産業活性化に資する法人税制の整備

＜詳細については、「付属書 1」参照＞

わが国経済が持続的に成長していくためには、成長が期待される新興国を中心とした海外活力を如何に取り込むかが重要である。このため、企業の多くは世界市場をグローバルに見渡して、成長性の高い市場の近くに生産拠点を展開し業容の拡大を図ろうとしているが、この動向は今後も継続すると考えられる。その際、海外生産拡大が、国内生産拡大を伴わない形で進み、国内の産業空洞化が進展するならば、技術保全や技能伝承、雇用維持など国内経済に様々な課題が生じることとなる。

したがって、企業の海外生産拡大と国内経済活性化の両立を目指す政策が必要となる。具体的には、企業がグローバル競争を勝ち抜くことによって海外で得た利益の国内還流を促し、生産や雇用の拡大、ひいては産業構造転換等の国内経済活性化に役立てられることを促進する政策が必要である。加えて、技術保全・流出防止の支援を図るなど、国内を拠点にビジネスを継続できる環境の整備が必要である。

また、一昨年末までの異常な円高で蒙った悪影響を忘れてはいけない。円高の影響は、企業業績を直撃し、わが国企業はその克服のために血のにじむような努力を行ってきた。この教訓を活かし、為替変動のリスクを緩和するような制度の整備が必要である。

これらの制度の整備は、国内経済の活性化およびわが国経済の持続的成長に不可欠なものと考えられる。このため、以下に記載する具体的な制度の創設を要望する。

なお、具体的な税制措置の案については、巻末に「付属書 1」として掲載している。

(1) 知財戦略や国内の技術開発促進に資する税制

近年、欧州を中心に知的財産権に起因する所得について低税率や所得控除を適用する制度の導入が進んでいる。このことで、知的財産が開発された国から税負担の低い国へ知的財産権が移転される企業行動が見受けられる。

現在、わが国にはこのような制度は存在していない。制度整備が遅れば、わが国

企業の競争力の低下を招くのみならず、わが国企業も知的財産権を税負担の低い国へ移転させざるを得なくなる状況に繋がりがねない。このため、企業の競争力の源泉である知財戦略活動を国内に維持し更に競争力を強化していくために、B E P S (Base Erosion and Profit Shifting/税源浸食と利益移転)に係る国際的な税制の協調に配慮しつつ、特許権などの適格知的財産から生じた所得に対して法人税の低減税率の適用を可能とするパテントボックス税制を整備すべきである。

このことにより、知財戦略や国内の技術開発が促進され、ロイヤリティや知的財産権の譲渡益などの知的財産権による所得を国内に還流させることに繋がる。

(2) 技術のブラックボックス化、生産技術の強化を支援する税制

国際競争が激化する中、知財戦略の重要性は益々高まっている。わが国企業が知財戦略の一環として、技術のブラックボックス化を図り、技術の流出防止をこれまで以上に徹底する必要があると考えられる。ブラックボックス化は、製品や製造工程に対して行われる技術の秘匿化の方法の一つで、自社の特定の関係者以外には内部構造や動作原理、製造方法等を分からなくする手法である。

企業が製造工程のブラックボックス化を図る際には、通常の製造工程に比べ、工数の増加やコア工程秘匿化の設備投資や入退出管理体制の強化などに対する資金的な負担が高まる。これらの負担を軽減するために製造工程のブラックボックス化を図る設備投資に対する減税措置を整備すべきである。

また、生産技術の強化を含めたわが国のものづくりに関わる産業の負荷を高めているものとして、償却資産に対する固定資産税が挙げられる。この税制は諸外国に例をみない税制であり、競争環境のイコールフットィング化の観点からも廃止すべきである。

このことにより、わが国企業の技術流出のリスクを極小化し、優位性の高い技術力を保持できると考えられる。

(3) マザー工場の拡充を支援する税制

マザー工場とは、自社の海外を含む他工場等への技術移転、技術指導、課題解決や先端的研究開発等、事業展開の原型を生み出し、企業の成長を先導する役割を担う拠点のことである。その重要性は、今後一層高まり、コアとなる生産工程、新たな生産工程の開発、新拠点でのフィジビリティ判断等を担う多機能化が図られていくと考えられる。このような多機能型のマザー工場を国内に設けることで、技術力の強化と生産技術の秘匿を行うとともに国内雇用の維持を図っていくことで、技術の伝承も可能となる。

設備面においては、マザー工場における設備投資の償却期間や時期を企業が戦略的

に自由に定められるような税制を整備すべきである。また、雇用面については、マザー工場の多機能化や拡充を図り、雇用を充実した企業に対する雇用減税等を整備すべきである。

このことにより、優位性の高いわが国の技術力を引き続き維持、向上していくことが可能となり、また、国内雇用の促進にも繋がるものと考えられる。

(4) 海外所得の国内還流を促進する税制

企業が海外で得た収益は通常、一部を現地に再投資し、また他の一部を親会社などに対する配当として日本に還流している。還流した資金の使い道は、国内の研究開発や設備投資、従業員への賃金手当などである。成長する海外活力を取り込み、わが国の経済が持続的に成長していくために、まずはこの資金の還流を増やしていくことが重要である。

このため、外国子会社配当益金不算入制度における益金不算入の割合を現行の95%から100%に引き上げ、さらには還流増加分などに対する税額控除等を行い、海外所得の国内還流を促進すべきである。

また、外国子会社からのロイヤリティに対する課税の軽減を図る観点から、パテントボックス税制を創設すべきである。

これらのことにより、国内に還流した資金による国内経済の活性化や産業構造の転換が図られるのみならず、経常収支の面でもプラスに寄与するものと考えられる。

(5) 為替リスクの安定化に資する税制

企業は為替変動リスクを軽減するために輸出入の決済のために必要な外貨の先物予約などの手段を講じているが、リスクは完全には除去できない。企業収益を確定する時点で為替変動の影響を平準化する方法があれば企業にとって利用価値が高いと考えられる。円高のみならず円安に対しても急激な為替変動リスクを緩和するため、為替変動による収益の調整を図る積立金制度について創設を検討すべきである。

このことにより、企業の為替変動リスクが緩和され、その結果として安定的な企業経営、ひいては雇用の安定に資すると考えられる。

(6) ベンチャー企業の育成に資する税制

わが国経済の持続的成長のためには、産業の新陳代謝を促進することで国内経済の活性化を図ることが重要である。わが国の起業活動は国際的に見ても不活発と言わざるを得ない状況にあるため、ベンチャー企業の育成を図る制度の更なる整備が必要である。今年度ベンチャー投資促進税制が創設されたが、わが国の起業活性化に向けた更なる制度の充実を図るべきである。

第1に、研究開発型のベンチャー企業では、事業拡張期以上に立ち上げ期の資金ニーズが高い企業が多くあることに鑑み、投資額の5割以上が事業拡張期の新事業開拓事業者であることとするファンドの投資先の要件を3割程度に緩和すべきである。

第2に、企業がファンドを通さずに直接実施するベンチャー企業への投資に対する税額控除および対象株式の売却益に対する低減税率の適用を可能とすべきである。

これらのことにより、ベンチャー企業の資金需要が充たされ、新たな技術や産業の創出、そのことによる国内雇用の創出、ひいては国内経済の活性化に資するものと考えられる。

(7) 組織再編に関わる税制

わが国経済の持続的成長のためには、産業の新陳代謝を促進することで国内経済の活性化を図ることが重要である。しかしながら、わが国では、同一業種内に多くの企業が存在しており、国内でのし烈な競争に加え、グローバル化が進む中で、海外でも競合他社との激しい競争を展開しているにもかかわらず、わが国企業の合併・買収・組織再編がなかなか進まない現状がある。合併・買収・組織再編がなかなか進まない理由の一つとして税制が考えられるため、税制について改正を行うべきである。

わが国における組織再編では、その対価として株式のみを交付する場合は、税制上の適格組織再編となり課税の繰り延べが可能となるが、現金などの株式以外を使用する場合、非適格組織再編となるため、時価譲渡を行ったものとして課税関係が生じることとなる。このため、株式以外の資産が一部交付された場合においても課税繰延措置が適用されるよう税制を改正すべきである。

このことにより、対価に拘束されない自由度の高いM&Aが可能となること、多額の対価が準備可能となることで大型のM&Aが可能となると考えられる。加えて、組織再編を更に一步促進するには、課税の繰り延べから踏み込んだ税の減免などの思い切った税制優遇措置についても検討すべきである。

また、平成23年に産業活力再生特別措置法が改正され、同法の認定を受けることで、わが国においても自社株式を対価とするTOB（株式公開買付）が実質的に可能となった。しかしながら、これまで自社株式を対価としたTOBの活用が進んでいない。この原因として、TOBに応募した株主に対する株式譲渡損益、譲渡所得等に対して課税が発生することが考えられる。すなわち、支払原資がないにもかかわらず課税が行われること、そのための納税資金確保のために受領した株式を市場で売却することによる株価の下落、このことを想定した株主がTOBへの応募を見合わせること等の弊害が生じる可能性がある。このため、TOBに応募した法人株主の株式譲渡損益、個人株主の譲渡所得等に対する課税の繰り延べを可能とするよう税制を改正すべきである。

このことにより、産業の新陳代謝が進み、国内経済活性化にプラスの効果が生ずるものと期待される。

(8) 中小企業の活性化に資する税制

中小企業は、わが国の生産基盤や技術基盤を担い、地域の雇用を支えている。しかしながら、多くの中小企業の決算は赤字となっており、経営基盤の強化が課題となっている。このため、中小企業が経営基盤を強化するために行う販路拡大や業態転換に対する税制面での配慮について検討をお願いしたい。

また、事業承継税制については、平成 27 年 1 月から要件の緩和が図られ、使い勝手が一定程度改善される見込みである。今後も、事業承継が一層円滑に進められるよう、中小企業の実態やニーズに即した形で使い勝手の向上を図って頂きたい。

3. 企業の税務負担の軽減

納税者である企業の納税に係る事務負担は、各種帳票の収集から申告まで膨大なものとなっている。わが国企業の競争力の維持・向上を図る観点から、企業の事務負担の軽減を図る方策について検討を行い、税制およびその申告手続きについて簡素化を図るべきである。

わが国の税制は、確定決算主義を採用しているが、会計基準と税法基準の差異に関する申告調整が多く煩雑であるため、企業の事務負担が大きい。特に、国際会計基準（I F R S）が適用されると、会計基準と税法基準の差異が更に拡大することが想定される。先般、日本版 I F R S の最終案が公表されたが、この日本版を含めた I F R S の適用の検討を進める中で、税制のあり方についても検討されることを期待する。

減価償却制度については、平成 20 年度の税制改正で機械装置の耐用年数区分の簡素化、明確化が図られたが、機械装置以外の有形減価償却資産（建物等）に係る耐用年数の区分についても同様の見直しを行い、簡素化を図るべきである。機械装置についても耐用年数表の細目に記載されていない設備（「事業用燃料電池発電装置」など）には、「その他の設備・もの」として長い耐用年数が適用される資産があるため、見直しを図り明確化すべきである。また、事業の実態に合わせた耐用年数の適正化を図るべきである。

地方税について、法人事業税の外形標準課税、とりわけ付加価値割は、煩雑さが大きい代表例である。また、複数の自治体に跨る申告手続きの一元化や自治体毎に異なる帳票の統一など、手続きや窓口について簡素化が図られるべきである。

e L T A X について、平成 17 年 1 月に稼働が始まり、現在は全自治体に導入されているが、導入されていても一部の機能に留まっている自治体が多く存在する。新旧の両制度が併存し企業の事務負担を増加させていることから、全自治体において、申

告、申請・届出、納税が包括的に電子化されることを要望する。加えて、e L T A X ・ e - T A X の両電子申告・納税システムについて、紙ベースでの提出資料を極力少なくするなどの実務面の効率化を図る改善を要望する。

4. 実効性ある消費税制の整備

(1) 税率

増大する社会保障費への対応を含め、急務となっている財政再建のためには税制の抜本改革が必要である。抜本改革は法人税の縮減、消費税の拡充という組み合わせを中心に据えるべきである。

基礎的財政収支を黒字化し、将来的に財政赤字を圧縮するためには、社会保障費の支出抑制をはじめ、歳出の削減を図りつつ、平成 32 年（西暦 2020 年）までに消費税率を 10% 台後半まで引き上げざるを得ないと考えられる。

所謂消費税率引き上げ関連法案で来年 10 月に予定されている 10% への税率の引き上げについて、相当の経済情勢の変化がない限り、確実に実施すべきである。その際、景気が腰折れしないよう、8% への税率引き上げ時と同様に経済対策についてもあわせて検討をお願いしたい。

また、財政健全化に向けて、今後更なる消費税制の検討が進められることを期待する。

なお、消費税率の引き上げを行う上で、マイナンバー制度の効果的な導入が喫緊の課題であり、導入に向けた制度設計と運用方法の確立を行うべきである。

(2) 用途

税率の引き上げによる税収の増加分については、当面、増大する社会保障費などに充当されるべきである。ただし、目的を限定した目的税とすることについては、財政運営の硬直化を招くこれまでの経験に鑑み反対である。

(3) 逆進性緩和策

消費税率が 10% 程度までは、高額所得者に比べ低所得層の負担が相対的に大きくなる逆進性の問題は深刻とまでは言えず、対応策は不要と考えられる。

仮に、対応策として、生活必需品などに低い税率を適用する軽減税率制度を導入した場合、制度の複雑化が納税者や課税当局の事務負担の増加を招く弊害が大きい。これに対し効果については、軽減税率の恩恵は高額所得者も享受するところとなるため、目的の逆進性緩和は徹底されない不完全なものとなる。そのため、弊害の大きさに比べ得られる成果は小さいと考えられる。

この観点から、平成 26 年度与党税制改正大綱において税率 10%時に導入するとされた「消費税の軽減税率制度」については、反対である。

一方、今後、消費税率が 10%を超える水準となった場合は、逆進性緩和策を検討する必要があると考えられる。この場合、生活必需品に係る消費税率の引き上げ相当額を低所得者に対して定額で還付する還付方式を中心に検討すべきと考えられる。還付方式は、還付すべき対象者の所得の捕捉の正確性や公平性など克服すべき課題はあるが、軽減税率制度に比べ高い逆進性緩和の効果が見込まれる。そのため、マイナンバー制度の設計と運用によって納税義務者の納税額の捕捉可能性と正確性を高めるなど課題克服に努めるとともに、還付方式と所得控除を組み合わせた給付付き税額控除を中心に現段階から検討を深めておくべきである。

また、中間所得層のみが過重な負担を強いられることがないように、あわせて所得税率の見直しなどを行うべきである。

(4) 仕入税額控除

仕入税額控除に係る所謂 95%ルールは事業者の事務負担に配慮する観点から講じられたものである。平成 24 年度から適用範囲が課税売上高 5 億円以下の事業者に限定されたが、当該制度の趣旨に鑑み、元の制度に戻すべく再検討すべきである。

(5) 消費税率を 10%へ引き上げる際の配慮

消費税率を 10%へ引き上げる際には、8%への引き上げ時と同様に住宅のような高額商品に対する税負担の軽減等の税制面での配慮を含めた経済対策について検討をお願いしたい。

加えて、現在、直前の課税期間の確定消費税額が 400 万円以下の事業者において年 2 回となっている消費税の納付回数と時期について、納付回数を増やすなど事業者にとって自由度の高い納付条件を整備して頂きたい。このことにより、消費税の滞納を減らす効果が期待できる。

5. 国土強靱化を促進する税制の創設

＜詳細については、「付属書 2」参照＞

(1) 背景および必要性

東日本大震災の教訓に鑑み、わが国全体の防災・減災のレベルを向上させる必要がある。特に喫緊の課題として念頭に置くべきものとして、発生の可能性が高い南海トラフ巨大地震への対策が必要であると考えられる。

東日本大震災以降、企業から建設業などへ向けられる地震対策の相談件数が飛躍的に増大するなど、企業の防災・減災対策への取り組みの必要性が強く認識されている。

また、政府や地方自治体から同地震の被害想定が公表され、各地で被害を軽減する取り組みが始まっている。

このため、地震動のみならず、津波、液状化対策を含めた震災に対する企業の総合的な防災・減災対策を促進させる税制を創設し、企業の防災・減災対策を後押しすべきである。

(2) 具体的な税制措置の案

企業の防災・減災対策を促進する税制として、企業の対策の種類や進行フェーズに応じた以下の税制優遇措置の創設を要望する。

- 調査段階の措置
 - ・ 地盤調査、津波解析などの調査費用の税額控除
- 準備段階の措置
 - ・ 調査、計画、工事の完了までに一定の期間を要する規模の防災・減災対策を対象とし、積立てた金額の損金算入を可能とする措置
 - ・ 地震被害への備えとして契約する地震保険の支払保険料の税額控除
- 固定資産などの取得段階の措置
 - ・ 危険度の高い地域から危険度の低い地域へ事業所を移転する際に取得した土地・建物に対する登録免許税と不動産取得税の減免
 - ・ 危険度の高い地域から危険度の低い地域へ事業所を移転する場合の譲渡資産の譲渡益に対する課税の繰り延べ
- 事業所などの移転段階の措置
 - ・ 危険度の高い地域から危険度の低い地域へ事業所を移転する際の移転費用の税額控除
 - ・ 既存の事業所の対策を講ずるにあたって一時的に賃借した土地・建物の賃借料の税額控除
- 固定資産などの保有段階の措置
 - ・ 調査、計画、工事の完了までに一定の期間を要する規模の防災・減災対策において取得した資産に対する固定資産税の減免、償却資産の加速償却
 - ・ 事業用建築物の耐震改修工事で取得した償却資産の加速償却
 - ・ 非常用自家発電、機械の転倒防止等の防災関連の設備投資に対する固定資産税の減免、償却資産の加速償却
- 地域防災事業などに対する措置
 - ・ 組合等による震災対策強化事業としての防災・減災対策に対して企業が負担した事業費の税額控除

(3) 税制創設の効果

本税制が創設されることにより、まずは、将来、震災が発生した場合に被害額を軽減する効果が見込まれる。あわせてその結果として復旧・復興への国費投入が抑制できることとなる。次に、企業活動の継続性が向上する効果が見込まれる。あわせてその結果として地域雇用の確保、国民経済の持続性が向上する効果が見込まれる。さらにその結果として諸税収の減少が抑制される効果が見込まれる。

税収面においては、企業が対策を進めることで土地、建物などの資産の取得による税収増が見込まれることもあり、全体的に大きな税収減は想定されず、一定の期間で見れば寧ろ税収増に働くものと考えられる。

また、対策を講じることで需要が喚起される結果、中小企業の活性化、地域雇用の向上、消費の維持拡大など経済全般にわたって多面的な景気浮揚効果があると考えられる。

加えて、企業が生産ラインの効率化等を同時に実施すれば生産性の向上にも繋がるのが期待されるため、生産性向上設備投資促進税制との同時利用を可能とするようお願いしたい。

6. 地域社会の活性化に資する税制の再編

(1) 地方法人二税

法人住民税および法人事業税からなる地方法人二税については、税の偏在性と不安定性に問題を抱えている。このため、地方消費税を拡充し、代わって地方法人二税の縮減を図るべきである。

地方法人二税の縮減にあたっては、まずは所得割など法人実効税率を上昇させる成分は廃止するかあるいは縮小して国税に編入すべきである。

このことにより、地方の安定的な財源が確保され、将来を見据えた持続的な地域社会の活性化に取り組む環境が整備される。

(2) 外形標準課税

平成 16 年 4 月 1 日より施行された事業税における外形標準課税については、付加価値割額に報酬給与額が加算されることから、企業の雇用に対して抑制的に働く。また、企業は、法人住民税（均等割）や固定資産税などを負担しており、これらに加えて外形標準課税を課すことは、応益課税の観点から二重負担となっている。このため、外形標準課税については、基本的に廃止すべきである。

すぐに廃止することが困難な場合、廃止への第一歩として、煩雑で企業の事務負担を増大させている付加価値割はもとより、課税ベースそのものについて簡素化を図る

べきである。

また、中小企業を対象とした外形標準課税については、上述の考え方および特に地域雇用を担う中小企業の負担増となることから導入すべきでない。

わが国法人の7割を占める欠損法人に対する適正な課税については、まず、これらの企業が安定的に利益を出せるよう成長に対する支援を行うことが必要である。また、所有と経営が一体となっている企業における「二重控除」について合理性の高い税制を目指すべきである。加えて、マイナンバー制等によって税の捕捉を正確に行えるようにすべきである。これらのことにより、法人課税負担の公平感が生まれるものと考ええる。

(3) 固定資産税

土地に対する固定資産税については、行政サービスに対する応益性があるが、償却資産に対する固定資産税については行政サービスとの直接的な受益関係が見出せず地方の税源としては適当ではない。加えて、諸外国に例をみない税制でありわが国のものづくりに関わる産業の負担を高めている。更には、製造業など特定業界に負担が偏在し、不公平な税制である。このため、償却資産に対する固定資産税は廃止すべきである。

また、減価償却制度が改正されて償却可能限度額が撤廃されているが、地方税である固定資産税のうち家屋および償却資産に対するものについては、従来の制度が維持されている。少なくとも論理性を欠いた状態を解消し、最終残価率および償却可能限度額を撤廃すべきである。

(4) 事業所税

事業所税については、過密や混雑の都市問題の解決に一定の役割を果たしてきた。しかしながら、制度が創設された昭和50年当時から社会状況は変化しており、今日の都市問題はむしろ都市中心部の空洞化である。都市における店舗などの新規開設と地域雇用増進にマイナスに働く同制度は、今や廃止すべき時期にある。事業所税の廃止により、都市における店舗などの新規開設と雇用の増進が期待される。

(5) 地方都市の活性化、コンパクト化に資する税制

中心市街地活性化法の改正にあわせ、中心市街地の活性化の核となる民間事業について、土地・建物や設備等の取得時の減税措置が創設されることとなった。

一方、地方都市においては、中心市街地の再活性化は事実上小規模事業者が担っており、地方都市の活力維持と小規模事業者の起業の振興は表裏一体の関係にある。

このため、上記の減税措置の創設・整備にあたっては、小規模事業者の起業を促す

観点からも、小規模事業者が市街地を再開発しようとする場合には、特段の配慮をもって、固定資産税等が減免あるいは猶予されるような税制について整備を要望する。

加えて、スプロール化した都市の外周部から都市中心部へ建物、人、賑わいが回帰することを促す税制についてもあわせて整備が必要である。このことにより、コンパクトシティーの形成を促進することができる。

(6) 地方消費税

地方消費税については、その地域の消費実態に対応して偏在性が少なく安定しており地方の自主財源として有望である。このため、地方法人二税を縮減し、代わって地方消費税の拡充を図るべきである。

(7) 課税自主権

法定外税や超過課税に係る課税自主権の行使にあたっては、一般住民、法人を含めた負担の公平性と合理性の観点から慎重に行われるべきである。特に、投票権を持たない法人に対する安易な新規課税や重課はあってはならない。

7. 効果的な地球温暖化対策に資する税制の整備

温室効果ガスの削減について、企業は重大な社会的責務として技術革新をはじめとする様々な自主的努力を行っており、今後も継続すべきものであることは言うまでもない。

本会がかねてより、地球温暖化対策税制をわが国に導入しても、国際的に足並みがそろわなければ、租税負担のない国にわが国から生産拠点が移転してしまう結果をもたらすことが強く懸念されると主張してきたところである。

加えて、東日本大震災による原子力発電所の稼働停止を受けた化石燃料輸入の増加、再生可能エネルギーの固定価格買取制度、新興国を中心とした資源需要の高まりおよび急激な為替の変動などによってエネルギー価格の更なる上昇も懸念されている。

一昨年度から導入された地球温暖化対策税制については、創設当初に想定していなかったこのような状況変化を踏まえ、同制度そのものについては、エネルギー政策全体の見直しにあわせ再度そのあり方を見直すべきである。また、少なくとも平成 28 年度に予定されている段階的な引き上げを中止するとともに、今年度引き上げられた税率について早急に元に戻すべきである。

また、地球環境保全の観点から、環境保全に資する技術開発投資や製品の普及を促進するインセンティブとなる税制の整備を更に促進すべきである。

特に、究極のエコカーとして期待される燃料電池車の普及拡大を図るため、燃料電

池車そのものへの減税・免税に加え、水素ステーション等のインフラ整備に対する税制面での負担軽減策の整備を要望する。

8. 個人の活力向上に資する個人税制の整備

(1) 所得税改革の課題

個人税制の中心をなす所得税については、政府の財源調達機能において消費税の役割が高まり所得税の役割が低下しつつある中で、所得税のもう一つの役割である所得再分配機能に対する関心が高まっている。 所得税に期待する役割や構造を抜本的に見直す時期に来ている。 見直しにあたっては、実際の課題に見合った現実的な改革を目指す必要がある。

第1の課題は、中間所得層の活力維持・向上である。 個人税制における税負担の中心をなしている中間所得層は、産業の中核的な担い手でもある。この層が勤労意欲を失ったり、税負担に不公平感を抱いたりしない税制を目指すべきである。

第2の課題は、真に税負担の軽減を必要とする低所得層や子育て世帯の見極めである。 これらの人々について、真に租税負担の軽減を必要とする世帯に確実に恩恵が行き届くようにすべきである。すなわち、租税制度に偏らない社会保障制度全般と一体化した措置を講ずることによって、諸種の社会保障制度による給付とあわせて不公平感を生じない工夫を行うべきである。特に、少子化対策について、子育て世代が安心して子育てができるよう各種の環境整備を図ることに加え、税制においても多産のインセンティブが働くよう、例えば第二子以降の大胆な所得控除などについて、所得水準や各種の給付との整合を図りつつ税制を設計する必要がある。

第3の課題は、給付付き税額控除を導入する場合の公平性の確保である。 給付付き税額控除を導入する場合は、既存の各種給付制度との整合性を図るべきである。加えて、導入の対象や要件を明確にすべきである。特に消費税率を10%を超えて引き上げる場合には、中間所得層と低所得層などに対するバランスのとれた配慮、納税者間の所得の捕捉性の不公平感（所謂「クロヨン」問題）の解消など、多角的に個人税制の制度改革が進められるべきである。

第4の課題は、所得税制全体のわかりやすさや合理性の向上である。 わかりやすさの観点では所得控除制度の整理・簡素化が必要である。合理性の観点では勤労所得と資本所得の二元的所得税制度への移行について検討を深める必要があると考えられる。

(2) 金融所得課税

個人金融資産の運用において「貯蓄から投資へ」の潮流が形成されつつあることに鑑み、金融所得ごとの複雑な課税から損益通算を幅広く認める簡素な課税へと改革を推し進め、金融所得課税の一元化を目指すべきである。このことにより、国内投資を活性化する環境の向上が図られることとなる。

(3) 相続税

資産課税に対する課税強化は、資産の海外移転を誘発するなど、わが国の国富が海外に流出する恐れがあるのみならず、本来わが国で課税されるべき資産までもが海外で課税されることとなり、わが国にとってかえってマイナス要因となる。

これらの観点から、平成 27 年より実施されることとなった基礎控除枠の縮小および税率の引き上げを行うべきでない。

(4) 贈与税

昨年度、負担が緩和する方向へ改正がなされたが、消費を活性化する方策の一つとして、更なる贈与税の税率引き下げを行い、親から子への資産継承をしやすくし、子育てなどで生活資金需要の旺盛な若年世代が有効に消費支出を拡大できるように頂きたい。

9. 複雑な自動車関係諸税の簡素化、負担軽減

揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税、石油ガス税、自動車税、自動車重量税、自動車取得税などからなる自動車関係諸税は、現在、本則税率を超える高い税率が旧暫定税率のまま「当分の間として措置される税率」として課せられている。当該税率については、廃止を含む整理・簡素化が本来の姿である。

さらに、自動車取得税は消費税と、自動車重量税は自動車税との二重課税となっており、自動車の利用者だけが過大に負担を強いられている。そのため、来年 10 月に予定されている自動車取得税の廃止については確実に実施するとともに、自動車重量税についても廃止し、自動車関係諸税の整理・簡素化を図るべきである。このようにすることで自動車の国内販売が拡大し、裾野の広い自動車関連産業の活性化が図られ、わが国経済全体の発展に繋がることとなる。

加えて、現在、エコカー減税のような環境に配慮した自動車に対する税の減免措置が存在しているが、社会の安全性を更に高める観点から、高度な安全技術や装置が施された自動車に対する減税についても検討頂きたい。あわせて、交通安全や事故防止を目的とした安全運転支援のための車車間および路車間通信に必要なインフラ整備

に対しても税制面での配慮をお願いしたい。

また、ガソリンの小売価格については、揮発油税、地方揮発油税にも消費税が課される二重課税となっており、揮発油税、地方揮発油税に対する消費課税を廃止すべきである。

10. 社会変化にふさわしい税制の新陳代謝

(1) 租税特別措置

租税特別措置は、その時代における社会経済的な課題に対処するために講じられるものであり、この意味で経済政策や社会政策等の重要な一部を担うものである。したがって、租税特別措置は社会経済の変化に応じて機動的に入れ替えを行うべきである。

この観点から、意義を失ったものや、政策目標を達成するなど役割を終えたものなどについては、時代の変化にあわせて廃止の方向で見直す必要がある。

(2) 納税者権利憲章

納税者の権利保護の観点から納税者権利憲章の整備を推進すべきである。

(3) マイナンバー制度

税制の観点からは、徴税事務を効率化し、納税者の所得や資産の捕捉の正確性および納税の公正性を確保する必要がある。また、社会保障制度の観点からも、給付や負担の公平性を確保する必要がある。

昨年度、所謂マイナンバー法が成立したが、これらの目的が実現するよう導入に向けた制度設計と運用方法の確立を行うべきである。

(4) 印紙税

電子商取引が一般化する中、紙ベースの商取引にのみ課税される印紙税は、合理性を失っており、廃止すべきである。

(5) 事業所税 (再掲)

事業所税については、過密や混雑の都市問題の解決に一定の役割を果たしてきた。しかしながら、制度が創設された昭和 50 年当時から社会状況は変化しており、今日の都市問題はむしろ都市中心部の空洞化である。都市における店舗などの新規開設と地域雇用増進にマイナスに働く同制度は、今や廃止すべき時期にある。事業所税の廃止により、都市における店舗などの新規開設と雇用の増進が期待される。

11. 中部圏活性化に資する税制の整備

(1) 中部圏の産業高度化に資する税制

中部圏は、地域経済の発展を通じてわが国経済全体の繁栄に貢献したいと願っている。特に次世代自動車、航空宇宙、ヘルスケア、環境・リサイクル、観光などの各産業は、中部圏の産業高度化を担うリーディング産業と位置付けられる。これら次世代産業の育成にあたっては、研究施設・生産施設などに対する不動産取得税・固定資産税の軽減、研究開発費に対する税額控除の拡大、人材育成投資に対する減免措置の拡充など、各産業に係る税制について配慮がなされることを要望する。

次世代自動車について、究極のエコカーとして期待される燃料電池車の普及拡大を図るため、燃料電池車そのものへの減税・免税に加え、水素ステーション等のインフラ整備に対する税制面での負担軽減策の整備を要望する。(再掲)

(2) 中部圏への国家戦略特区の創設

中部圏は、わが国随一のものづくりの集積地であり、今後も先進国型のものづくりとしてわが国の経済をけん引していきたいと考えている。そのため、今次の募集にあたっては、中部圏からの提案を国家戦略特区に指定頂き、競争力強化に資する税制の創設や整備がなされることを要望する。

(3) 総合特区制度における規制緩和の推進

総合特区制度は、先駆的取り組みを行う実現可能性の高い区域に国と地域の政策資源を集中することを目的に創設された制度である。

中部圏5県にわたって指定されている国際戦略総合特区「アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区」が目指すアジア最大・最強の航空宇宙産業クラスターの形成を実現するため、次の税制の整備を要望する。

- 国際戦略総合特区設備等投資促進税制の拡充
 - ・ 支援を受けられる最低設備投資金額規定の引き下げ、複数案件の合算値や協業・連携を図る複数企業案件の合算値の適用を可能にすること
 - ・ 適用対象に、受注・工程管理システムの構築等、生産設備と不可分な無形固定資産を加えること
- 本特区を対象とした研究開発税制の拡充
- 固定資産税の減免
 - ・ 償却資産に対する固定資産税の廃止
 - ・ 実現しない場合、投資回収期間が長い航空機産業の特性に合わせ、償却資産に対する固定資産税の一定期間の減免

- 国際戦略総合特区における法人税の所得控除制度
 - ・ 現在、上述の投資促進税制と何れかの選択性となっているが、何れも適用可能とすること
 - ・ その上で、「専ら特区内」（特区内でしか認定事業を実施していない）となっている限定要件の撤廃
- 航空機製造に係る輸入品関税の免税化
- 飛行試験等における航空機燃料税の減免
- 教育訓練に対する税制の支援
 - ・ 中小企業等の教育訓練費用の税額控除を可能とすること

また、地域活性化総合特区として指定を受けた静岡県「ふじのくに先端医療総合特区」、静岡県「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区」、三重県「みえライフイノベーション総合特区」、浜松市「未来創造『新・ものづくり特区』」、豊田市「次世代エネルギー・モビリティ創造特区」についても税制面での支援などの配慮がなされることを要望する。

（４）中部圏のまちづくりに資する税制

リニア中央新幹線の開業（平成 39 年（西暦 2027 年））を控え、名古屋および各中間駅の近隣都市では再開発に向けた検討が進められている。駅周辺の再開発のみならず、中部国際空港や各都市間のアクセスの向上についても検討が進められている。

今後、これらの検討が具体化する中で、中部圏のまちづくりに対して税制面での支援をお願いしたい。

また、中部圏の中には市街地の空洞化を課題として抱えている都市がある。この課題に対応するためには、空洞化した都市の再開発を促進する税制改正が必要となる。

事業所税は、過密や混雑などの都市問題に一定の役割を果たしてきたが、制定当時と社会状況が変化し、その役割を終えたと考えられるため、廃止すべきである（再掲）。このことにより、中部圏の市街地の再開発が促進され、店舗などの新規開設と雇用の増進が期待される。

（５）先端技術開発の支援

中部圏の企業や（一財）ファインセラミックスセンターなどに代表される研究機関は、わが国の次世代を担う産業あるいは産業技術として、ファインセラミックス、ナノテク、次世代自動車、航空宇宙産業などの分野で研究開発を推進しているところである。

これらの研究機関の中には公益法人改革の流れの中で、これまでの公益法人から特

例民法法人を経て一般法人の地位を選択するものが登場している。このような機関は、地位が移行しただけで非営利性の高い実態に変化がないにもかかわらず、固定資産税や都市計画税が今年度から新たに課されることとなった。この結果、研究開発に係る資金が減少し、先端研究開発の推進が阻害されることになるため、非営利性の高い実態に鑑み、引き続きこれらの税が減免されるような税制を創設して頂きたい。

(6) 中小企業の活性化に資する税制

わが国の生産基盤や技術基盤を担い、地域の雇用を支えている中小企業の活性化は、わが国経済の持続的な成長に不可欠である。特に「ものづくり」の集積地である中部圏の経済は、中小企業によって支えられており、中小企業の活性化に資する制度の整備が望まれる。このため、中小企業関連税制の改正にあたっては、中小企業が事業を継続し、成長していけるよう特段の配慮をお願いしたい。

また、企業の海外展開が進む中で、海外展開に係る費用の一定割合の税額控除やリスクに備えて積立てた金額の損金算入を可能とする措置等、特に中小企業の海外展開を支援する制度の創設をお願いしたい。

(7) 寄附税制

個人の寄附税制は、平成 23 年度の改正で「市民公益税制」として拡充された。この改正は、認定 N P O 法人などの新しい公共の担い手を対象とした寄附について所得税の税額控除を可能とするものである。今後は、地域社会の活性化や社会貢献の拡大に繋がるよう、寄附対象の拡大や税額控除割合の拡大などについて検討頂きたい。また、同様の観点から法人の寄附についても損金算入が可能な範囲の拡大について検討頂きたい。

以上